

新旧対照表

【トルエンジイソシアナートに対して課する不当廉売関税に関する取扱いについて（平成 26 年 12 月 24 日財関第 1309 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>6 還付の請求の取扱い</p> <p>令第5条に規定する還付の請求の取扱いは、次によるものとする。</p> <p>(1) 関税定率法第8条第32項の規定に基づく還付の請求（以下「還付請求」という。）は、「トルエンジイソシアナートに対して課された不当廉売関税に係る還付請求書」（別紙様式2。以下「還付請求書」という。）2通（原本、財務大臣送付用）（計算証明規則（昭和27年会計検査院規則第3号）第2条第1項の規定により会計検査院へ「財務省の計算証明に関する指定」（平成29年会計検査院訓令29検第402号）第17条第1項(2)《国税収納金整理資金支払命令額計算書の証拠書類の指定》に規定する書類を送付する必要がある場合（同条第2項の規定により支払決定の額が300万円を超えないものを除く。）には、1通を加える。）を税関長に提出させるものとする。</p> <p>(2)及び(3)（省略）</p>	<p>6 還付の請求の取扱い</p> <p>令第5条に規定する還付の請求の取扱いは、次によるものとする。</p> <p>(1) 関税定率法第8条第32項の規定に基づく還付の請求（以下「還付請求」という。）は、「トルエンジイソシアナートに対して課された不当廉売関税に係る還付請求書」（別紙様式2。以下「還付請求書」という。）2通（原本、財務大臣送付用）（計算証明規則（昭和27年会計検査院規則第3号）第2条第1項の規定により会計検査院へ「財務省の計算証明に関する指定について」（平成4年会計検査院訓令4検第412号）第3章第6第1項(2)《国税収納金整理資金支払命令額計算書の証拠書類の指定》に規定する書類を送付する必要がある場合（同章第6第2項の規定により支払決定の額が300万円を超えないものを除く。）には、1通を加える。）を税関長に提出させるものとする。</p> <p>(2)及び(3)（同左）</p>